

経営事項審査結果通知書の提出について

ある一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。（有効期間：審査基準日から1年7ヶ月）

さて、西予市建設工事入札参加資格審査登録をしている業者におかれましては、申請時に経営事項審査結果通知書の写しを提出していただいておりますが、それ以降新たに審査を受けた場合等、提出した結果通知書の写しが最新のものでない場合は、速やかに最新の結果通知書の写しを提出してください。（FAX不可）

なお、提出された結果通知書の有効期限が切れた場合につきましては、入札に参加することはできなくなる場合があります。

【参考】

○建設業法(抄)

(経営事項審査)

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査(以下「経営事項審査」という。)は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める

○建設業法施行令(抄)

(公共性のある施設又は工作物に関する建設工事)

第二十七条の十三 法第二十七条の二十三第一項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円)以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

○建設業法施行規則(抄)

(経営事項審査の受審)

第十八条の二 法第二十七条の二十三第一項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

【問合せ】

西予市総務部

監理用地課契約監理係

TEL 0894-62-6494